

## 児童発達支援管理責任者の要件について

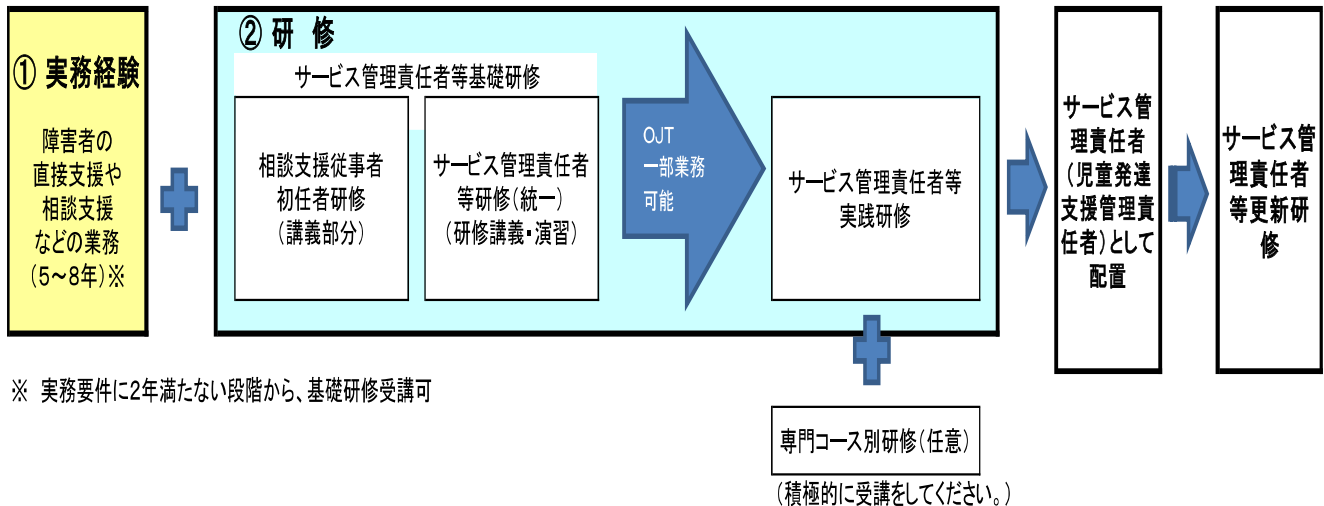
児童発達支援管理責任者は、サービスの質の向上を図るため①障害児の初期状態の把握（アセスメント）、②児童発達支援等計画の作成、③定期的な評価（モニタリング）等の一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担います。

次の（１）及び（２）の要件を満たすことが必要です。

<b>（１）実務経験</b>	障害児・者の、保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援、相談支援などの業務における実務経験 (経験の年数は種類と資格に応じて異なる)
<b>（２）研修の修了</b>	①相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了 ②サービス管理責任者等研修（統一）（研修講義・演習）を修了（一部業務可） ③サービス管理責任者等実践研修を修了

※ 過去に、サービス管理責任者研修（分野別）を修了しているものについては、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなします。

### 「サービス管理責任者」・「児童発達支援管理責任者」の要件



### 児童発達支援管理責任者の実務経験として認められる内容について

「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）」に定められているものに限りませので、ご注意ください。（該当するかどうか判断がつかない場合には、障害支援課までお問い合わせください。）

児童発達支援管理責任者の実務経験一覧表

業務の範囲	業務内容	実務年数
障害者または障害児の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	<p>① 相談支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等（※1①）において相談支援業務に従事する者</li> <li>・医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会福祉主事任用資格を有する者</li> <li>(2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者</li> <li>(3) 国家資格等（※2）を有する者</li> <li>(4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者</li> </ul> </li> <li>・障害者職業センター等で就労支援に関する相談支援の業務に従事する者</li> <li>・学校教育法第1条に規定する学校（大学をのぞくにおける進路相談・教育相談の業務に従事する者）</li> <li>・その他これらの業務に準ずる者</li> </ul>	3年以上
	<p>② 直接支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設及び医療機関等（※1②）において介護業務に従事する者</li> <li>・障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者</li> <li>・学校教育法第1条に規定する学校（大学をのぞく）に従事する者</li> <li>・その他これらの業務に準ずる者</li> </ul>	8年以上
	<p>③ 有資格等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会福祉主事任用資格を有する者</li> <li>(2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者</li> <li>(3) 保育士</li> <li>(4) 児童指導員任用資格者</li> <li>(5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者</li> </ul> </li> </ul>	5年以上
<p>上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等（※）による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）</p>		老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上

■ 施設等（※1）

- 障害者（児）相談支援事業所、地域生活支援事業、児童相談所、児童家庭支援センター、身体（知的）障害者更生相談所、発達障害者支援センター、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター
- 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所等、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所、病院または診療所の療養病床

■ 国家資格等（※2）

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士

■ 相談支援業務

身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により、日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

■ 直接支援業務

- ・身体上もしくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務
- ・日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練等を行う者に対して、訓練等に関する指導を行う業務
- ・その他職業訓練又は職業教育等に係る業務

実務経験のうち、「障害児、児童または障害者に対する支援の経験年数」が3年以上であることが必須となります

## 児童指導員任用資格について

(※) 「さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」に規定する児童指導員をいう。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者  
(当該学科又は当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む)  
(「専修」が要件であるため、大学で社会福祉学等の単位を取得しただけでは該当にはなりません。)
- (5) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 高等学校卒業等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教職員免許法第4条に規定する免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

## 実務経験年数及び日数の換算について

「1年以上の実務経験」とは、「業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が180日以上であること」を言います。

(2年以上の実務経験が必要な場合は、2年以上かつ360日以上の実務経験、3年以上の場合は、3年以上かつ540日以上の実務経験、5年以上の場合は、5年以上かつ900日以上の実務経験、8年以上の場合は、8年以上かつ1440日以上の実務経験が要件となります。)